給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第４号

沖縄県那覇市松川３丁目15番30―302号　ライオンズマンション松川第２

再生債務者　伊計　教輝

1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月４日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月18日から平成24年６月25日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（再ロ）第１８号

大阪府吹田市上山田６番８―807号

再生債務者　篠田　拓也

1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月５日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月８日から平成24年６月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２４号

大阪市都島区都島南通２丁目１番８―710号

再生債務者　塚本　重男

1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月５日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月８日から平成24年６月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２７号

大阪府東大阪市岩田町５丁目15番32号　リューブリメーラ105号

再生債務者　松本　智廣

1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月５日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月８日から平成24年６月22日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

福井県鯖江市当田町第12号５番地４

再生債務者　三田村隆之

1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年６月11日まで

4　一般異議申述期間　平成24年６月20日から平成24年６月28日まで

福井地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第９号

大分市恵比寿町15番７号

再生債務者　戸次　敏治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年５月30日まで

平成24年５月９日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第２号

大阪府泉南郡熊取町朝代西４丁目10番20号

再生債務者　矢野　義宗

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月４日まで

平成24年５月７日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第８号

大阪市西成区山王１丁目８番12号

再生債務者　中西伊津子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月５日まで

平成24年５月８日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第２号

兵庫県明石市大蔵谷字東山西山3781番地の26　朝霧マンションＢ―707号

再生債務者　井上　大安

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年６月11日まで

平成24年５月９日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１９年（再ロ）第１２号

住居所不明、最後の住所堺市中区毛穴町492番地、開始決定時の住所堺市西区菱木４丁1915番地７

再生債務者　中尾　政和

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年８月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年５月８日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

日本弁護士連合会役員就任公告

日本弁護士連合会平成24年度及び平成25年度会長が下記のとおり就任したので公告する。

平成24年５月９日　　日本弁護士連合会

記

会　長

上岸　憲司（東　　京）

官報公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十二日

掲載頁　九十六頁（号外第一三二号）

平成二十四年五月十七日

東京都八王子市石川町二九六九番地五

（甲）株式会社魚力

代表取締役社長　中田　雅明

東京都八王子市石川町二九六九番地五

（乙）ＵＫトレーディング株式会社

代表取締役社長　山田　雅之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

（乙）http://www.dic-dis.co.jp/bspl/fs.html

平成二十四年五月十七日

東京都板橋区坂下三丁目三五番五八号

（甲）ＤＩＣ株式会社

代表取締役社長執行役員　中西　義之

東京都千代田区外神田二丁目一六番二号

（乙）ＤＩＣインフォメーションサービス株式会社

代表取締役社長　小田　滋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jtbgmt.com/jp

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月九日

掲載頁　六十頁（号外第一〇二号）

平成二十四年五月十七日

東京都品川区東品川二丁目三番一一号

（甲）株式会社ＪＴＢグローバルマーケティング＆トラベル

代表取締役　深川　三郎

東京都品川区東品川二丁目三番一一号

（乙）株式会社ＪＴＢエイティーシー

代表取締役　吉村　久夫